

広島労働局との包括連携協定について



広島労働局との包括連携協定 締結式

働く世代の健康づくり推進のため、全国健康保険協会広島支部と広島労働局が相互に有する資源を活用しながら、継続的に施策を推進していくことを目的に締結しました。



写真左から:全国健康保険協会広島支部支部長 松原 真児 広島労働局 局長 釜石 英雄

【協定締結日】

令和6年5月27日

【締結場所】

広島合同庁舎内

【連携事項】

- (1)健康診断の受診率向上に関する事
 - (2)事業所から全国健康保険協会広島支部への健康診断データの提供の促進に関する事
 - (3)特定保健指導の実施率向上に関する事
 - (4)要治療者に対する受診勧奨に関する事
 - (5)健康経営※の普及及び促進に関する事
 - (6)食生活の改善に関する事
 - (7)運動習慣の改善に関する事
 - (8)メンタルヘルス対策の推進に関する事
 - (9)受動喫煙対策に関する事
 - (10)上記(1)～(9)以外の健康課題に関連した事項の周知に関する事
 - (11)健康診断データ等の分析による課題の抽出及び結果の共有に関する事
 - (12)その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事
- ※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。